

# 福山市観光関連事業者等応援金（文化芸術関連事業）

## Q & A

### 交付対象者

**Q** どのような事業者が中小企業者となりますか。

A 中小企業基本法第2条第1項に規定されている事業者が中小企業者となります。具体的には、次の通りです。

業種分類	中小企業基本法の定義
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

**Q** 大企業やみなし大企業は、この応援金を受け取れますか。

A 大企業、みなし大企業は対象外ですので、応援金を受け取れません。中小企業基本法で定義する中小企業者が対象となります。

**Q** 営業所は福山市にありますが、本社の所在地は市外にあります。この応援金を受け取れますか。

A 本社所在地が市内にある事業者が対象となっているため、応援金を受け取れません。

**Q** 2021年（令和3年）2月までは営業していましたが、現在営業していませんが対象になりますか。

A 申請時点において現に営業していることが要件になりますので、対象外となります。また、廃業した事業者も対象外となります。

**Q** 売上比較について、2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの月に対して前年同月と比較になっていますが、2020年（令和2年）3月に事業を始めたため、1年を経過していません。どの月と比較すればよいでしょうか。

A 2020年（令和2年）3月から11月の間の最も売上が高い月と比較してください。また、開業月で30日満たない月は除きます。

**Q** 売上比較について、2020年（令和2年）11月2日以降2021年（令和3年）1月末までの間に事業を始めた場合は、どの月と比較すればよいでしょうか。

A 2021年（令和3年）3月と比較してください。

**Q** 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」のラーニングを修了している必要がありますか。

A 必ず修了していただくこととしています。受講の手続きや修了証については、福山市保健所総務課のホームページよりご確認ください。

※URL :

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenshosomu/198374.html>

**Q 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングを受講したいのですが、ネット以外で受講するにはどうしたらいいですか。**

A ネット環境での受講が困難な場合には、開庁時間内に福山すこやかセンター5階の保健所総務課（福山市三吉町南二丁目11番22号）で申請をすれば受講可能です。動画視聴後テストを受ければ、その場で修了証の交付があります。

**Q 文化芸術教室事業を行っている教室等は、広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」となる必要がありますか。また、どのように申し込めばいいですか。**

A 建物内で直接顧客に製品やサービスの提供を行っている事業者は、必ず「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」になっていただくこととしています。手続等は広島県食品衛生課のホームページよりご確認ください。

※URL :

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusengenten.html>

**Q 廃業予定ですが、この応援金を受け取れますか。**

A 事業継続が前提となっていますので、廃業される事業者については、応援金を受け取ることはできません。

**Q 事業継続が前提となっているということは、この応援金を受け取ったら廃業できないのですか。**

A 本応援金の目的は、広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した観光関連事業者等を支援することですので、事業継続していただくようお願いいたします。

**Q 文化芸術活動事業と文化教室活動事業で対象となる文化芸術の内容が違いますか。**

A 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていることが、前提であり、文化芸術活動事業については漫画家や執筆活動を行う方は対象ではありません。また、オンラインの音楽配信をメインに活動している演奏家も対象ではありません。

**Q 主たる収入とはどれくらいの収入ですか？**

A 主たる収入とは2019年度の総収入からみて、50%以上が文化芸術関連事業で得た収入のことをいいます。

## **応援金の額**

**Q 文化芸術活動事業と文化芸術教室事業の2つの事業を行っていますが、それぞれ応援金の交付を受けることができますか。**

A 本応援金は、1事業者につき30万円です。複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業（事業規模の大きな方）で申請してください。

**Q 市内に複数営業所がありますが、それぞれ応援金の交付を受けることができますか。**

A 本応援金は、1事業者につき30万円です。複数の営業所を有している事業者はまとめて30万円となります。

## 申請手続き

**Q 申請期限はいつまでですか。**

A 申請期限は、2021年（令和3年）6月7日（月）から  
2021年（令和3年）7月30日（金）までです。  
申請書類の提出は、郵送で、2021年（令和3年）7月30日（金）必着です。

**Q 申請書はどこで入手できますか。**

A 福山市文化振興課のホームページ「新着情報」→「福山市観光関連事業者等応援事業補助金」のページからダウンロードしてください。

**Q 申請に必要な書類は何ですか。**

A 次の書類が必要となります。

- ①福山市観光関連事業者等応援金交付申請書
- ②中小企業者又は個人事業主が分かる書類
- ③文化芸術関連事業を営んでいることを証する書類
- ④売上を証する書類
- ⑤確定申告書の写し
- ⑥「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニング修了証の写し
- ⑦広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し  
（文化芸術教室事業について建物内でサービスの提供を行う場合）
- ⑧市税完納証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
- ⑨誓約書
- ⑩支払相手方登録依頼書（福山市に口座情報等の登録を行っていない場合）

**Q 申請書や誓約書に押印は必要ですか。**

A 押印は必要です。個人事業主の方については、個人印を押印してください。

**Q 申請に必要な書類が全てそろわなくても申請できますか。**

A 申請に必要な書類が全てそろって受付となりますので、不備がないよう提出をお願いします。そろっていない場合は、審査が行えず、交付決定できません。

## 売上が分かる書類

**Q 個人事業主で、令和2年分の確定申告をまだしていません。申請できますか。また、法人の場合、直近の確定申告とは具体的にいつのものを指しますか。**

A 個人事業主の場合、令和2年分の確定申告後に申請していただくようお願いします。

法人の場合、当該法人の決算期や事業年度により申告時期が異なりますが、応援金申請日時時点で既に申告を終えている直近の申告書（写し）をご提出ください。また、事業開始後決算期を迎えていない場合は、「法人設立設置届出書（写し）」をご提出ください。

**Q 売上減少を証明する書類はどのようなものを提出すればよいですか。**

A 次の通りです。

- ① 2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの売上台帳（写し）
- ② ①の前年同月の売上台帳（写し）

**Q 複数事業を行っている場合、売上高はどのように記載すればよいですか。**

A 申請をされる事業のみの売上を記載して申請してください。

## その他

**Q 申請してからどれくらいの期間で支給されますか。**

A 申請に必要な書類が全てそろって受付となりますので、不備がないよう提出をお願いします。  
交付決定の審査に2週間程度、支給のための銀行等振込事務が更に2週間程度必要となりますので、支給までには1か月程度かかる見込みです。